

円 引き上がります!

の 最低賃金

月 日からは

パートもアルバイトも働くすべての人

時間給

円

※1日8時間を超えた分や深夜労働は25%以上割増

最低賃金は 都道府県によって違うよ!

最低賃金は毎年、夏に各都道府県の審議会で議論し決定しています。今年は中央の審議会が答申した「ABCすべてのランクで50円引き上げ」を目安とされましたが、結果は27県で目安を上回る51~84円の引き上げを実現しました。いずれの県も最低賃金が低く抑えられてきた地方です。

全国一律に変えよう!

全労連・国民春闘共闘の調査では、「普通の生活」に必要な生計費は大都市も地方も同じでした。地域間格差を固定する地域別の最低賃金制度を、全国一律に変えるべきです。

最低賃金って?

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条「生存権」)を保障するために、最低賃金法では、最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていなかった場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、最高で50万円の罰則が適用されます。

物価高で、 とても足りません!

最低賃金の大幅な引き上げを求める声が大きくなれば、実現はより確かになります。「誰でもどこでも人間らしく暮らせる賃金」にするには、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の確立が必要です。あなたも労働組合に加入して、一緒に人間らしい暮らしを実現しましょう。

最低賃金より低い
賃金で働かせるのは

違法 です!

最賃(最低賃金)チェッカーで
自分の賃金をチェックしよう!



最賃チェッカーで **5分** でわかる
最低賃金の実態と生計費

月給でも簡単に
時給換算できるよ



労働相談はこちら! **0120-378-060**

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連  **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4

TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp>

2024.10